

宇都宮市市民交流活動推進補助金の交付に関する基準

(平成19年4月1日制定,平成24年4月1日一部改正,平成25年4月1日一部改正,平成26年3月27日一部改正,平成26年4月1日適用,平成28年11月1日一部改正)

市内の民間国際交流団体(以下「団体」という。)の国際化及び国際交流活動に関する事業に対し,下記の条件に基づき,予算の範囲内において次のとおり補助するものとする。

1 応募の条件

- ・ 申請団体が企画書に基づき,自ら企画・運営する事業であり,国際親善,国際化に寄与する内容であり,実施方法が適切で成果が期待できること
- ・ 国内においては,宇都宮市内で開催すること
- ・ 日程及び事業内容が具体化していること
- ・ 政治,宗教,営利目的でないこと
- ・ 広く一般の市民の参加を募集すること
- ・ 国又は地方公共団体や公益財団法人など,他の団体から補助を受けていないこと

2 補助対象

本市に事務所を置き,

- (1) 姉妹・文化友好都市等との友好親善交流を目的とした事業(以下「姉妹・文化友好都市との友好親善交流事業」という。)
- (2) 外国人住民の自立化支援,日本人との共生を目的とした事業(以下「自立化支援事業等」という。)
- (3) 市民のための国際理解の促進及び国際協力活動に関する事業(以下「国際理解・国際協力事業」という。)

※ 補助に当たっては応募団体に企画書を提出させ,選考の結果上位の評価を受けた団体に交付する。

3 補助金額

- (1) 姉妹・文化友好都市との友好親善交流事業

ア 姉妹・文化友好都市等を訪問する場合及び姉妹・文化友好都市等からの訪問団を受入れる場合

以下の経費について2分の1以内の額（上限 145,000 円）

通訳・翻訳に係る経費，国際親善に関する活動に係る経費（記念品・会場費・物品運搬費・学校体験・日本文化紹介等），事前研修費，ホストファミリーへの謝金（実費相当分），訪問団の送迎にかかる経費

イ アに該当する場合を除き，宇都宮市において事業を実施する場合

団体の事業の実施に直接必要な経費のうち，2分の1以内の額（上限 50,000 円）

(2) 自立化支援事業等及び国際理解・国際協力事業

団体の事業の実施に直接必要な経費のうち，2分の1以内の額（上限 50,000 円）

※ 1 団体あたり 3 か年を限度とする